

## 会 議 録

|                  |       |                                                                                                                                                                             |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附属機関又は<br>会議体の名称 |       | 令和5年度 豊島区収納対策本部 第4回 私債権等検討部会                                                                                                                                                |
| 事務局（担当課）         |       | 区民部税務課（収納推進担当課長）                                                                                                                                                            |
| 開 催 日 時          |       | 令和6年1月12日（金）10時02分～10時34分                                                                                                                                                   |
| 開 催 場 所          |       | 本庁舎510会議室                                                                                                                                                                   |
| 議 題              |       | 1. 令和5年度 私債権等管理支援事業の進捗について<br>2. 令和6年度 私債権等管理支援事業の取組みについて                                                                                                                   |
| 公開の<br>可否        | 会 議   | <input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人<br>非公開・一部非公開の場合は、その理由<br>極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため |
|                  |       | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開<br>非公開・一部非公開の場合は、その理由<br>極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため         |
|                  | 会 議 録 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開<br>非公開・一部非公開の場合は、その理由<br>極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため         |
|                  |       | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開<br>非公開・一部非公開の場合は、その理由<br>極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため         |
| 出席者              | 委 員   | 会計管理室長、子ども家庭部長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長                                                                                                                                        |
|                  | そ の 他 | 区民部長、国民健康保険課長                                                                                                                                                               |
|                  | 事 務 局 | 区民部税務課（収納推進担当課長）                                                                                                                                                            |
| 提出された資料          |       | 資料1 令和5年度 私債権等管理支援事業の進捗について<br>資料2-1 令和6年度 私債権等管理支援事業の取組みについて<br>資料2-2 令和6年度 弁護士による催告の実施について（案）<br>資料2-3 催告書サンプル                                                            |

## 審 議 経 過

### 案件１：令和５年度 私債権等管理支援事業の進捗について

#### （１） 案件の説明

資料１について事務局から説明。

#### （２） 主な意見と質疑

##### 【西部生活福祉課長】

弁護士に色々と対応してもらっており、頼りにしている。相続人調査の範囲や督促と催告の違い等、具体的に教示してもらっているので、今後の債権管理に活かしていきたい。

#### （３） 結論

令和５年度 私債権等管理支援事業の進捗について一同了承。

### 案件２：令和６年度 私債権等管理支援事業の取組みについて

#### （１） 案件の説明

資料２－１・２－２・参考資料について事務局から説明。

#### （２） 主な意見と質疑

##### 【会計管理室長（部会長）】

弁護士による催告の実施が新たな取組みとなる。他の自治体でも行っていることであり、そうした事例を参考にしながらやっていくことになる。各債権所管課は、事務局（税務課）とよく相談して進めてもらいたい。

##### 【子ども家庭部長】

債務者から所管課へ問合せのＱ＆Ａの中で、「支払わなければ法的措置を検討すると弁護士に言われた」との問合せがあった場合に、「所管課で対応しても構わない場合を除き、弁護士と改めて相談するように伝える」という対応になっているが、どういうケースが所管課で対応しても構わないケースとなるのか。

##### 【事務局】

弁護士による催告の一番の効果・目的は、今まで区からの催告に反応しなかった債務者が反応することにある。せっかく債務者から連絡が今まさに来ているのであれば、弁護士と相談するように伝えるのではなく、所管課の担当者がそのまま話をするというのも、一つの判断としてあり得るというものである。一旦、電話を切ってしまい、弁護士からかけ直すとしても、相手がもう電話に出ないということも多いと他の自治体の例として聞いている。

##### 【国民健康保険課長】

対象者が年間１００名程度で、対象者を税務課が選定するということだが、各所管課から候補者を税務課へ提出し、そこから選定するということか。それとも個別にその都度依頼をするというイメージか。

【事務局】

催告の概要等について事前に各所管課担当者へ説明する機会を設ける必要があると考えている。その上で、各課で対応に困っている案件を出してもらい、仮に100名を超えてしまった場合には、対象者を選定していく必要が出てくる。

私債権等管理支援事業としては初めての試みということもあり、100名の枠がすぐに埋まってしまうのか、なかなか定員に到達しないのか読み切れない部分がある。事前に各課担当者に説明を行い、対象者がどれくらい出てきそうなものかを確認しながら進めていく。各課が依頼しようと思ったら既に定員に達しているということがないように調整していきたい。

【会計管理室長（部会長）】

要望としては多めに候補者を出してもらい、効果が高い案件から実施するということかと思う。

【事務局】

高額の案件や職員では対応困難な案件が優先になる。

【会計管理室長（部会長）】

弁護士の名前を出すと、今まで応じなかった人も応じるようになることがある。それが一番の狙いである。

【区民部長】

弁護士催告の実施は、所管課はとても助かると思う。100名という制約はあるが、期待している。催告をした結果、法的措置へ移行するということもあるだろうから、訴えの提起の実績を作る必要性からも意義があるのではないかな。

【会計管理室長（部会長）】

そのように考えている。

また、支払督促を弁護士に委任するかどうかは議論の余地がある。支払督促だけで相手方が支払う場合もある。予算の制約もあるので、訴訟から弁護士に委任する方が良いかもしれない。

【事務局】

予算の制約で弁護士へ法的措置の委任をしなくとも、例えば支払督促の手続きや書類の作成方法等についての弁護士からの助言は、委託契約の法律相談の中で対応可能である。

【会計管理室長（部会長）】

弁護士に書類作成等の助言を受けながら支払督促の手続きを職員が行い、訴訟に移行したら弁護士に依頼するというのが良いかと思う。

【住宅課長】

住宅課は本事業とは別に弁護士と契約しており、既に専決処分で訴えの提起も行っている。訴訟については弁護士に依頼しているが、催告については職員が行っているの、そこを弁護士に依頼できるという点について、大いに期待している。

**(3) 結論**

令和6年度 私債権等管理支援事業の取組みについて一同了承。

**【会計管理室長（部会長）】**

以上をもって第4回私債権等検討部会を終了する。